



# 山形県公報

平成31年4月5日(金)  
第3034号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 指定障害児通所支援事業者の指定……………(置賜総合支庁地域保健福祉課) ……379
- 指定障害児通所支援事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……380
- 同……………(同) ……同
- 土地改良区の役員の退任の届出……………(村山総合支庁農村計画課) ……同
- 土地改良区の役員の就任の届出……………(同) ……同
- 土地改良区の定款変更の認可……………(庄内総合支庁農村計画課) ……同
- 県営土地改良事業の計画の変更……………(同) ……381
- 民有保安林指定の解除の予定……………(森林ノミクス推進課) ……同
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁建設総務課) ……同
- 河川区域の変更による廃川敷地等……………(河川課) ……382
- 道路の位置の指定……………(村山総合支庁建築課) ……同
- 県証紙売りさばき所の変更……………(会計局) ……同
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………(同) ……383

### 公安委員会関係

#### 規 則

- 山形県道路交通規則の一部を改正する規則……………同

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

- 平成7年3月県選挙管理委員会告示第14号(公職選挙法により市町村選挙管理委員会において指定した個人演説会等を開催することのできる施設)の一部改正……………384

## 告 示

### 山形県告示第242号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

平成31年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害児通所支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地    | 事業所の名称及び所在地                | 障害児通所支援の種類 | 定員  | 指定年月日      |
|--------------------------------|----------------------------|------------|-----|------------|
| 合同会社フレンドリーハウス<br>米沢市通町八丁目2番92号 | フレンドリーハウス<br>米沢市通町八丁目2番92号 | 放課後等デイサービス | 10名 | 平成31. 4. 1 |

**山形県告示第243号**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

平成31年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害児通所支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地                         | 障害児通所支援の種類 | 廃止年月日       |
|-----------------------------|-------------------------------------|------------|-------------|
| 特定非営利活動法人ひびき<br>長井市屋城町5番15号 | POCCOよねざわフレンドリーハウス<br>米沢市通町八丁目2番92号 | 放課後等デイサービス | 平成31. 3. 31 |

**山形県告示第244号**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

平成31年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害児通所支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地                     | 障害児通所支援の種類 | 廃止年月日       |
|-----------------------------|---------------------------------|------------|-------------|
| 特定非営利活動法人ひびき<br>長井市屋城町5番15号 | POCCOかわにし<br>東置賜郡川西町大字上小松2918番2 | 放課後等デイサービス | 平成31. 3. 31 |

**山形県告示第245号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、三郷堰土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成31年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所           |
|----------|---------|---------------|
| 理 事      | 押 野 和 幸 | 天童市大字高楯北213番地 |

**山形県告示第246号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、三郷堰土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成31年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所           |
|----------|---------|---------------|
| 理 事      | 押 野 和 幸 | 天童市大字高楯北213番地 |

**山形県告示第247号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成31年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
月光川土地改良区
- 2 事務所の所在地  
飽海郡遊佐町遊佐字京田36番地
- 3 認可年月日  
平成31年3月25日

#### 山形県告示第248号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により定めた県営庄内砂丘地区土地改良事業（農村地域防災減災事業）計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成31年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営庄内砂丘地区土地改良事業（農村地域防災減災事業）変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所  
鶴岡市役所、酒田市役所
- 3 縦覧に供する期間  
平成31年4月8日から同年5月14日まで
- 4 その他
  - (1) この告示に係る変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
  - (2) この変更については、(1)の審査請求のほか、この変更があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この変更の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
  - (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この変更（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの変更の取消しの訴えを提起することができない。

#### 山形県告示第249号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成31年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 解除予定保安林の所在場所  
鶴岡市大鳥字菅谷329-11、字高岡149-26、149-28（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
雪崩の危険の防止
- 3 保安林解除の理由  
送電事業用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を農林水産部森林ノミクス推進課及び鶴岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 山形県告示第250号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成31年4月5日から同月19日まで縦覧に供する。

平成31年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 十日町山形線

## 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                           | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延長      |
|-----------------------------|---|------|-----------------------|---------|
| 上山市金瓶字富沢34番3から<br>同 北53番1まで |   | 旧    | 12.0メートル<br>}<br>10.8 | 107メートル |
| 同                           | 上 |      | 22.0メートル<br>}<br>16.0 | 130メートル |
| 同                           | 上 | 新    | 22.0メートル<br>}<br>16.0 | 同上      |

## 山形県告示第251号

河川区域の変更により、次のとおり廃川敷地等が生じた。

なお、関係図面は、県土整備部河川課及び置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において縦覧に供する。

平成31年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 河川の名称  
一級河川最上川水系萩野川
- 廃川敷地等が生じた年月日  
平成31年3月26日
- 廃川敷地等の位置  
西置賜郡白鷹町大字萩野字関所33番3地先  
西置賜郡白鷹町大字萩野字関所37番1地先  
西置賜郡白鷹町大字萩野字東俣一2319番1地先  
西置賜郡白鷹町大字萩野字東俣一2320番1地先  
西置賜郡白鷹町大字萩野字南川一2403番2地先
- 廃川敷地等の種類及び数量  
土地 87.82㎡

## 山形県告示第252号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建築課及び東根市役所において縦覧に供する。

平成31年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 指定の番号 私有地第178号
- 指定の場所 東根市神町東一丁目1番7号、1番8号、974番1号、975番1号、978番2号の各一部
- 道路の現況 幅員 6.00メートル  
延長 45.74メートル
- 指定年月日 平成31年3月27日

## 山形県告示第253号

山形県証紙条例施行規則（昭和39年4月県規則第34号）第15条第1項の規定により、証紙の売りさばき所の変更を次のとおり承認した。

平成31年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 売りさばき人の名称<br>及び代表者氏名         | 売りさばき所の所在地    |       | 承認年月日      |
|------------------------------|---------------|-------|------------|
|                              | 変 更 前         | 変 更 後 |            |
| 株式会社メフォス<br>代表取締役社長<br>岡田 泰紀 | 米沢市金池五丁目2番25号 | 同 左   | 平成31. 4. 1 |
|                              | 上山市河崎一丁目1番10号 |       |            |

**山形県告示第254号**

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程**

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第4中 「 北町支店イオン山形北店出張所 」 を 「 イオン山形北支店 」 に改める。

**附 則**

この規程は、平成31年4月8日から施行する。

**公安委員会関係**

**規 則**

山形県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年4月5日

山形県公安委員会  
委員長 小 林 由 紀 子

**山形県公安委員会規則第4号**

**山形県道路交通規則の一部を改正する規則**

山形県道路交通規則（昭和49年2月県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「上山市金瓶字川原」を「東置賜郡高畠町大字深沼字舟入1600番1」に改める。

別記様式第17号及び別記様式第17号の2中「大・昭・平」及び「昭平」を削る。

別記様式第32号中 「 平成 年 月 日 」 を 「 年 月 日 」 に、

|       |       |   |       |       |
|-------|-------|---|-------|-------|
| 昭和・平成 | 年 月 日 | を | 年 月 日 | に改める。 |
| 昭和・平成 | 年 月 日 |   | 年 月 日 |       |
| 昭和・平成 | 年 月 日 |   | 年 月 日 |       |

別記様式第32号の2中 「 平成 年 月 日 」 を 「 年 月 日 」 に改め、「1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成」を削る。

別記様式第32号の3中  

|    |         |
|----|---------|
| 大正 | 年 月 日 生 |
| 昭和 |         |
| 平成 |         |

を 

|         |
|---------|
| 年 月 日 生 |
|---------|

に、

|    |       |
|----|-------|
| 大正 | 年 月 日 |
|    | 年 月 日 |

を 

|       |
|-------|
| 年 月 日 |
|-------|

に改める。

**附 則**

この規則は、平成31年4月13日から施行する。

**選挙管理委員会関係**

**告 示**

**山形県選挙管理委員会告示第29号**

平成7年3月県選挙管理委員会告示第14号（公職選挙法により市町村選挙管理委員会において指定した個人演説会等を開催することのできる施設）の一部を次のように改正する。

平成31年4月5日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

「 // 酒田市港南コミュニティ防災センター  
// まつやま会館 」を「 // 酒田市港南コミュニティ防災センター」に改める。